

平成20年2月5日香川県公告（県営土地改良事業計画の決定）の一部を次のように訂正する。

平成20年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）墓土池計画を平成20年1月30日定めた。</p> <p>その関係書類を<u>さぬき市</u>土地改良課において平成20年2月5日から同年<u>3月3日</u>まで縦覧に供する。</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）墓土池計画を平成20年1月30日定めた。</p> <p>その関係書類を<u>高松市</u>土地改良課において平成20年2月5日から同年<u>2月25日</u>まで縦覧に供する。</p>